

1 ラスパイレス指数の状況（令和5年4月1日現在）

- 県内58市町村（指定都市除く）のラスパイレス指数（加重平均）は98.3で、全体としては、昨年度に引き続き、国の水準を下回っている（表1）。
- 県内58市町村（指定都市除く）のうち、ラスパイレス指数が100以上の団体は5団体（8.6%）である（表2）。
- 県内58市町村（指定都市除く）のラスパイレス指数の上位団体は、以下のとおりである（表3、4）。
 - ①太宰府市（100.6）
 - ②行橋市（100.5）
 - ③大野城市（100.2）

【表1】団体区分別ラスパイレス指数の状況

区 分	R5.4.1	R4.4.1	増 減
市 町 村 平 均 （指定都市除く）	98.3	98.6	△ 0.3
市 平 均 （指定都市除く）	98.7	99.2	△ 0.5
町 村 平 均	97.0	97.0	0.0

<参考>

区 分		R5.4.1	R4.4.1	増 減
県内	北 九 州 市	101.7	101.7	0.0
	福 岡 市	101.7	101.7	0.0
	福 岡 県	100.7	100.6	0.1
全 国	市 平 均 （指定都市除く）	98.6	98.7	△ 0.1
	町 村 平 均	96.3	96.3	0.0
	全地方公共団体 平 均	98.8	98.9	△ 0.1

※1 ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である（別添参照）。

※2 全地方公共団体平均は、都道府県、市町村及び特別区の平均である。

【表 2】 県内市町村（指定都市除く）のラスパイレス指数の分布状況

区 分	R5. 4. 1	R4. 4. 1	増 減
110以上	0	0	0
105以上110未満	0	0	0
100以上105未満	5	9	△ 4
95以上100未満	43	40	3
90以上95未満	10	9	1
90未満	0	0	0
県内市町村計	58	58	0

【表 3】 県内市町村（指定都市除く）のラスパイレス指数の上位団体、下位団体
（上位団体）

順位	団体名	ラス
1	太宰府市	100.6
2	行橋市	100.5
3	大野城市	100.2
4	小郡市	100.1
5	八女市	100.0

（下位団体）

順位	団体名	ラス
1	大任町	91.9
2	古賀市	93.4
3	川崎町	93.5
4	宗像市	93.7
5	鞍手町	94.1

・ 地域手当補正後ラスパイレス指数（参考）
（上位団体）

順位	団体名	補正後ラス
1	苅田町	102.5
2	筑紫野市	102.3
3	篠栗町	101.2
4	太宰府市	100.6
5	行橋市	100.5

（下位団体）

順位	団体名	補正後ラス
1	大任町	91.9
2	川崎町	93.5
3	鞍手町	94.1
4	吉富町	94.4
5	遠賀町	94.6
5	上毛町	94.6

※ 地域手当補正後ラスパイレス指数は、団体の地域手当支給率と国基準の地域手当支給率の差を反映させて算出したものである（別添参照）。

【表4】県内市町村（指定都市除く）の団体別ラスパイレス指数の状況

団体名	R5. 4. 1		R4. 4. 1	増減	地域手当 補正後ラス (R5. 4. 1)	
		順位				順位
大牟田市	98.6	23	98.8	△ 0.2	98.6	25
久留米市	99.7	8	99.8	△ 0.1	99.7	12
直方市	99.2	14	99.8	△ 0.6	99.2	16
飯塚市	99.0	16	100.6	△ 1.6	99.0	18
田川市	95.4	46	95.7	△ 0.3	95.4	49
柳川市	99.0	16	99.1	△ 0.1	99.0	18
八女市	100.0	5	100.4	△ 0.4	100.0	9
筑後市	98.9	19	99.2	△ 0.3	98.9	21
大川市	99.7	8	100.3	△ 0.6	99.7	12
行橋市	100.5	2	100.9	△ 0.4	100.5	5
豊前市	97.0	37	97.0	0.0	97.0	40
中間市	99.8	6	99.5	0.3	99.8	10
小郡市	100.1	4	100.4	△ 0.3	100.1	7
筑紫野市	99.4	12	101.5	△ 2.1	102.3	2
春日市	99.8	6	100.1	△ 0.3	99.8	10
大野城市	100.2	3	101.4	△ 1.2	100.2	6
宗像市	93.7	55	94.9	△ 1.2	98.4	29
太宰府市	100.6	1	99.3	1.3	100.6	4
古賀市	93.4	57	93.7	△ 0.3	96.1	46
福津市	95.2	48	94.7	0.5	95.2	51
うきは市	97.1	36	97.7	△ 0.6	97.1	38
宮若市	98.2	27	98.1	0.1	98.2	30
嘉麻市	97.7	32	97.7	0.0	97.7	35
朝倉市	98.9	19	99.3	△ 0.4	98.9	21
みやま市	99.3	13	99.9	△ 0.6	99.3	15
糸島市	98.8	21	99.4	△ 0.6	98.8	23
那珂川市	99.7	8	100.3	△ 0.6	99.7	12
宇美町	95.8	44	95.8	0.0	95.8	47
篠栗町	98.3	26	97.8	0.5	101.2	3
志免町	99.0	16	98.9	0.1	99.0	18
須恵町	97.3	34	97.5	△ 0.2	100.1	7
新宮町	96.3	41	96.6	△ 0.3	96.3	43
久山町	94.4	52	94.1	0.3	97.1	38
粕屋町	98.5	25	98.4	0.1	98.5	28
芦屋町	94.8	49	96.1	△ 1.3	94.8	52
水巻町	95.4	46	95.2	0.2	95.4	49
岡垣町	98.1	28	98.0	0.1	98.1	31
遠賀町	94.6	50	95.8	△ 1.2	94.6	53

団体名	R5. 4. 1		R4. 4. 1	増減	地域手当 補正後ラス (R5. 4. 1)	
		順位				順位
小竹町	95.7	45	95.6	0.1	95.7	48
鞍手町	94.1	54	93.7	0.4	94.1	56
桂川町	96.7	39	98.1	△ 1.4	96.7	42
筑前町	99.1	15	99.9	△ 0.8	99.1	17
東峰村	96.8	38	94.5	2.3	96.8	41
大刀洗町	98.1	28	97.6	0.5	98.1	31
大木町	98.1	28	99.9	△ 1.8	98.1	31
広川町	97.9	31	98.1	△ 0.2	97.9	34
香春町	97.2	35	97.3	△ 0.1	97.2	37
添田町	96.3	41	95.8	0.5	96.3	43
糸田町	98.6	23	99.4	△ 0.8	98.6	25
川崎町	93.5	56	94.3	△ 0.8	93.5	57
大任町	91.9	58	91.2	0.7	91.9	58
赤村	96.3	41	94.8	1.5	96.3	43
福智町	97.6	33	98.2	△ 0.6	97.6	36
苅田町	99.5	11	99.6	△ 0.1	102.5	1
みやこ町	96.7	39	97.2	△ 0.5	98.6	25
吉富町	94.4	52	95.1	△ 0.7	94.4	55
上毛町	94.6	50	96.7	△ 2.1	94.6	53
築上町	98.8	21	98.8	0.0	98.8	23

2 昇給・昇格制度の見直しの状況（令和5年4月1日現在）

<p>国においては、平成25年1月1日より、高位の号俸から昇格した場合の俸給月額 の増加額を縮減するとともに、平成26年1月1日から55歳を超える職員は標準の勤 務成績では昇給停止とする措置が講じられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県内58市町村（指定都市除く）のうち、昇格時の号給縮減措置を講じてい るのは47団体である。（表5） ○ 県内58市町村（指定都市除く）のうち、昇給停止措置を講じているのは1 6団体である（他の42団体は標準の勤務成績では2号給昇給とする昇給抑制 措置を実施）。（表5）

【表5】県内市町村（指定都市除く）の昇給・昇格制度の見直しの状況

団体名	昇格時の号給縮減措置	55歳超昇給停止措置 (標準の勤務成績)
大牟田市	○	
久留米市	○	○
直方市		
飯塚市	○	
田川市	○	○
柳川市	○	
八女市	○	
筑後市	○	
大川市	○	
行橋市		
豊前市	○	
中間市		○
小郡市	○	
筑紫野市	○	○
春日市	○	
大野城市		
宗像市	○	
太宰府市		
古賀市	○	
福津市	○	
うきは市	○	
宮若市		
嘉麻市	○	
朝倉市	○	
みやま市	○	
糸島市	○	○
那珂川市	○	

団体名	昇格時の号給縮減措置	55歳超昇給停止措置 (標準の勤務成績)
宇美町	○	○
篠栗町	○	○
志免町	○	○
須恵町	○	
新宮町	○	○
久山町	○	○
粕屋町	○	○
芦屋町	○	
水巻町	○	○
岡垣町	○	
遠賀町	○	
小竹町	○	○
鞍手町	○	
桂川町	○	
筑前町	○	
東峰村		
大刀洗町	○	
大木町		○
広川町	○	
香春町	○	○
添田町	○	
糸田町	○	○
川崎町	○	
大任町	○	
赤村	○	
福智町	○	
苅田町		
みやこ町	○	
吉富町	○	
上毛町		
築上町		

(参考) 昇格時の号給縮減措置 (昇格時対応号給表の改正)

<p>例 5級85号給から6級に昇格する場合</p> <p>(未実施) (措置済)</p> <p>6級65号給 → 6級51号給</p>

3 地域手当の状況（令和5年4月1日現在）

○ 県内58市町村（指定都市除く）のうち、国の基準を上回る地域手当を支給しているのは8団体である（表6、7）。

【表6】国の基準を上回る地域手当の支給を行っている団体の状況

国基準の支給率	団体の支給率	団体名
3%	6%	筑紫野市、古賀市、篠栗町、須恵町、久山町
非支給	5%	宗像市
	3%	苅田町
	2%	みやこ町

【表7】県内市町村（指定都市除く）の地域手当の状況

団体名	地域手当（※）		
	国基準の支給率	団体の支給率	超過支給率
大牟田市			
久留米市			
直方市			
飯塚市			
田川市			
柳川市			
八女市			
筑後市			
大川市			
行橋市			
豊前市			
中間市			
小郡市			
筑紫野市	3%	6%	3%
春日市	10%	10%	
大野城市	6%	6%	
宗像市		5%	5%
太宰府市	6%	6%	
古賀市	3%	6%	3%
福津市	10%	10%	
うきは市			
宮若市			
嘉麻市			
朝倉市			
みやま市			
糸島市	6%	6%	
那珂川市	6%	6%	

団体名	地域手当（※）		
	国基準の 支給率	団体の 支給率	超過 支給率
宇美町	3%	3%	
篠栗町	3%	6%	3%
志免町	6%	6%	
須恵町	3%	6%	3%
新宮町	6%	6%	
久山町	3%	6%	3%
粕屋町	6%	6%	
芦屋町			
水巻町			
岡垣町			
遠賀町			
小竹町			
鞍手町			
桂川町			
筑前町			
東峰村			
大刀洗町			
大木町			
広川町			
香春町			
添田町			
糸田町			
川崎町			
大任町			
赤村			
福智町			
苅田町		3%	3%
みやこ町		2%	2%
吉富町			
上毛町			
築上町			
該当団体数	15	18	8

※ 地域手当は、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため支給される手当である。

4 自宅に係る住居手当の状況（令和5年4月1日現在）

- 県内58市町村（指定都市除く）のうち、自宅に係る住居手当の制度が残っているのは4団体である（表8、9）。

【表8】自宅に係る住居手当の制度が残っている団体の状況

区 分	R5.4.1	R4.4.1	増 減
県内市町村 (指定都市除く)	(6.9%) 4	(6.9%) 4	(0.0%) 0
全地方 公共団体	(8.8%) 158	(9.2%) 164	(△0.3%) △6

【表9】県内市町村（指定都市除く）の自宅に係る住居手当の状況

区 分	団体数	団 体 名
制度が残っている団体	4	行橋市、宮若市、赤村、上毛町
制度を廃止した団体	54	大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、（添田町）、糸田町、川崎町、大任町、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、築上町
計	58	

※ 括弧内は、経過措置中の団体。

【参考】ラスパイレス指数の算出方法

ラスパイレス指数は、国の給与水準を100として、地方公共団体における給与水準を指数で示したものである（国の行政職俸給表（一）の適用を受ける職員とこれに相当する地方公共団体の職員との比較）。

ラスパイレス指数は、職員を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出したものであり、地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実俸給総額で除したものである。

【計算例】

（大学卒）

経験年数	職員数(人) 国 A	平均俸給(給料)月額(百円)		A×B (百円) D	A×C (百円) E
		国 B	対象団体 C		
1年未満	3,256	1,917	1,877	6,241,752	6,111,512
1年以上2年未満	3,071	1,984	1,934	6,092,864	5,939,314
2年以上3年未満	3,805	2,053	1,994	7,811,665	7,587,170
3年以上5年未満	6,714	2,181	2,115	14,643,234	14,200,110
5年以上7年未満	6,298	2,348	2,285	14,787,704	14,390,930
7年以上10年未満	7,399	2,548	2,481	18,852,652	18,356,919
10年以上15年未満	9,585	2,935	2,773	28,131,975	26,579,205
15年以上20年未満	11,210	3,404	3,227	38,158,840	36,174,670
20年以上25年未満	12,824	3,722	3,644	47,730,928	46,730,656
25年以上30年未満	12,554	3,966	3,840	49,789,164	48,207,360
30年以上35年未満	8,522	4,051	3,995	34,522,622	34,045,390
35年以上	2,360	4,066	4,010	9,595,760	9,463,600
計	87,598			F 276,359,160	G 267,786,836

（短大卒）

計	7,938			H 25,441,649	I 25,142,969
---	-------	--	--	-----------------	-----------------

（高校卒）

計	43,948			J 148,008,959	K 149,082,842
---	--------	--	--	------------------	------------------

（中学卒）

計	38			L 93,572	M 98,190
---	----	--	--	-------------	-------------

$$\begin{aligned}
 \text{ラスパイレス指数} &= \frac{G + I + K + M}{F + H + J + L} \times 100 \\
 &= \frac{(267786836) + (25142969) + (149082842) + (98190)}{(276359160) + (25441649) + (148008959) + (93572)} \times 100 \\
 &= 98.3 \text{ (小数点以下第2位四捨五入)}
 \end{aligned}$$

〔参考〕 地域手当補正後ラスパイレス指数

地域手当補正後ラスパイレス指数は、平成18年度からの国の給与構造改革に伴い、地域の民間賃金水準を基礎とした客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、当該地域手当を加味したラスパイレス指数を参考として算出したものである。

$$\text{地域手当補正後ラスパイレス指数} = \text{補正前のラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当の支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当の支給率}}$$

※ 地域手当補正後ラスパイレス指数は、市役所（町村役場）所在地における地域手当の支給率のみを用いて算出しており、実際の地域手当の支給額は、勤務地や異動保障の有無等により異なる場合がある。

(イメージ図：国の指定基準に基づく地域手当支給率が3市とも5%の場合)

